

# メンテナンス体制証明書作成要領

## 適用

この要領は、一般競争入札に係る建設機械の物品購入において提出する納入後のメンテナンス体制資料に適用する。なお、提出する資料は日本語とし日本工業規格A4サイズとする。

## 1 メンテナンス体制資料に関する問い合わせ先

長野県建設部道路管理課維持舗装係 (担当者名) 松本 陵  
電話番号 026(235)7302 FAX番号 026(235)7369

## 2 納入後のメンテナンス体制証明

当該物品を長野建設事務所に納入した場合を基準とし、作成すること。

### (1) メンテナンス連絡体制一覧

#### ア 記載項目

当該機械のメンテナンス全般を統括する代表窓口、メンテナンス工場、部品供給の所轄部署、派遣技術員の所属部署等の連絡先(名称、所在、電話番号、担当者名)を記載する。

(ア)代表窓口及び技術員派遣については、夜間及び休日等の連絡先も記入する。

(イ)メンテナンス工場は、当該機械の点検整備、修理、改造等が、行える最寄りの工場とする。作業内容により対応する工場が異なる場合は全工場を記載する。

### (2) メンテナンス工場の内容

#### ア 納入者との関係及び業務実績

メンテナンス工場の主要業務内容、納入者との関係、納入者の製品についてのメンテナンス実績を記載する。

(ア)主要業務内容には、主要生産品目及び生産量、主要整備物件及び整備件数等を記載する。

(イ)納品者との関係には、納入者の直営工場、サービス指定工場、協力工場等の別を記載する。

(ウ)納入者の製品について、過去3年程度のメンテナンス実績(製品名、整備内容、整備件数)を記載する。

#### イ 整備等の着手までの所要日数

当該機械のメンテナンス依頼を受けてから作業に着手できるまでの所要日数を記載する。ただし、設計検討が必要な大規模修理や改善等は除く。

(ア)日数は1日を24時間として記載する。

(イ)県の休日を含む場合の所要日数について記載する。

ウ 納入場所までの概算距離

メンテナンス工場から納入場所までの概算距離及び通行ルートを記載する。

(3) 部品供給体制

ア 部品供給系統

メンテナンスの代表窓口に部品調達を依頼した場合の部品手配の手順等のフローチャートを記載する。

イ 部品供給可能年数

当該部品の納入日を基準とし、メンテナンス部品の供給可能（標準保管）年数を記載する。

ウ 部品調達日数

当該機械の消耗品部品及び一般部品の調達に必要な日数を記載する。ただし、消耗部品とは通常の稼働状態において1年程度の期間内に損耗又は劣化により交換が必要となる部品、一般部品とは通常の稼働状態において5年程度の期間内に損耗又は劣化により交換が必要となる部品をいう。

(ア)日数は1日を24時間として記載する。

(イ)県の休日を含む場合の所要日数について記載する。

(ウ)県の休日を含む場合の所要日数が消耗部品2日以内、一般部品は5日以内に供給可能な部品については記載しなくてよい。

(4) 緊急時の技術員派遣体制

当該機械に故障等が発生した場合に現地に急行し、原因調査・応急措置等を行える技術員の派遣体制について記載する。派遣技術員は当該機械の構造等に熟知した者で、現地において簡単な修理等を行える標準工具及び部品を携帯するものとする。

ア 派遣技術員

当該機械を担当する技術員全員の氏名を記載する。

イ 派遣に要する時間

派遣依頼を受けてから現地（納入場所を基準とする）に到着するまでの所要時間を記載する。（所要時間は県の休日も考慮した時間とする。）

交通渋滞等の予期できない事態については考慮しなくてよい。

# 納入後のメンテナンス体制証明書（作成例）

令和 年 月 日

件名：

会社名及び社印

## 1 メンテナンス連絡体制一覧

項目	名称	所在地	担当者 部署・氏名	電話番号	摘要
代表窓口					
メンテナンス工場					
部品供給					
派遣技術員					

※担当者が複数の場合は全員の氏名を記載する。

※摘要欄には必要に応じて担当する業務の内容を記載する。

（例：〇〇装置メンテナンス、〇〇装置部品供給等）

## 2 メンテナンス工場の内容

### （1）納入者との関係及び業務実績

工場名	主要業務内容	納入者との関係	メンテナンス実績

### （2）整備等の着手までの所要日数

例：依頼により〇日以内に着手できます。（所要時間は県の休日を含む場合の所要日数について記載する。）

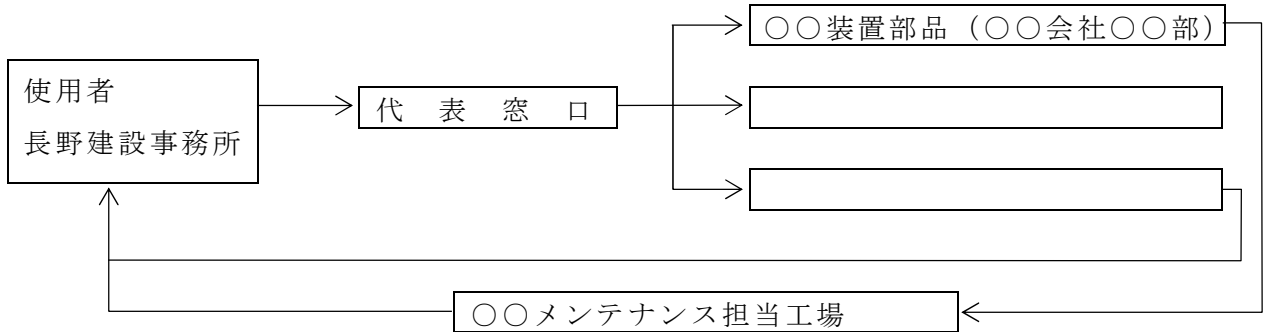
### （3）納入場所（〇〇建設事務所）までの概算距離

例：納入場所までの概算距離は〇〇kmです。（主要経路：国道〇〇号、県道〇〇線）

### 3 当該機械の部品供給体制

#### (1) 部品供給系統

(記載例)



#### (2) 部品供給可能年数

例：当該機械の部品については、納入日から〇〇年間供給できます。

#### (3) 部品の調達日数

##### ア 消耗部品

(記載例)

次表の消耗部品を除き、連絡を受けてから2日以内に供給できます。

消耗部品名	調達日数	備考

##### イ 一般部品

(記載例)

次表の一般部品を除き、連絡を受けてから5日以内に供給できます。

一般部品名	調達日数	備考

### 4 緊急時の技術員派遣体制

#### (1) 派遣技術員

技術員全員の氏名を記載する。

#### (2) 派遣に要する時間

要請を受けてから到達するまでの所要時間を記載する。なお、故障内容によっては準備等に時間を要する場合もあると考えるが、この場合は現地調査のための要員が現地に到着するまでの所要時間とする。

### 5 メンテナンス体制資料の関する問い合わせ先

部署名、担当者名（複数とする）、電話番号、FAX番号を記載する。